

科目2

精神保健医療福祉の現状及び課題

講義3

「にも包括」構築に向けた自治体の役割

1) 課題解決に向けて取り組む
「にも包括」

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とは

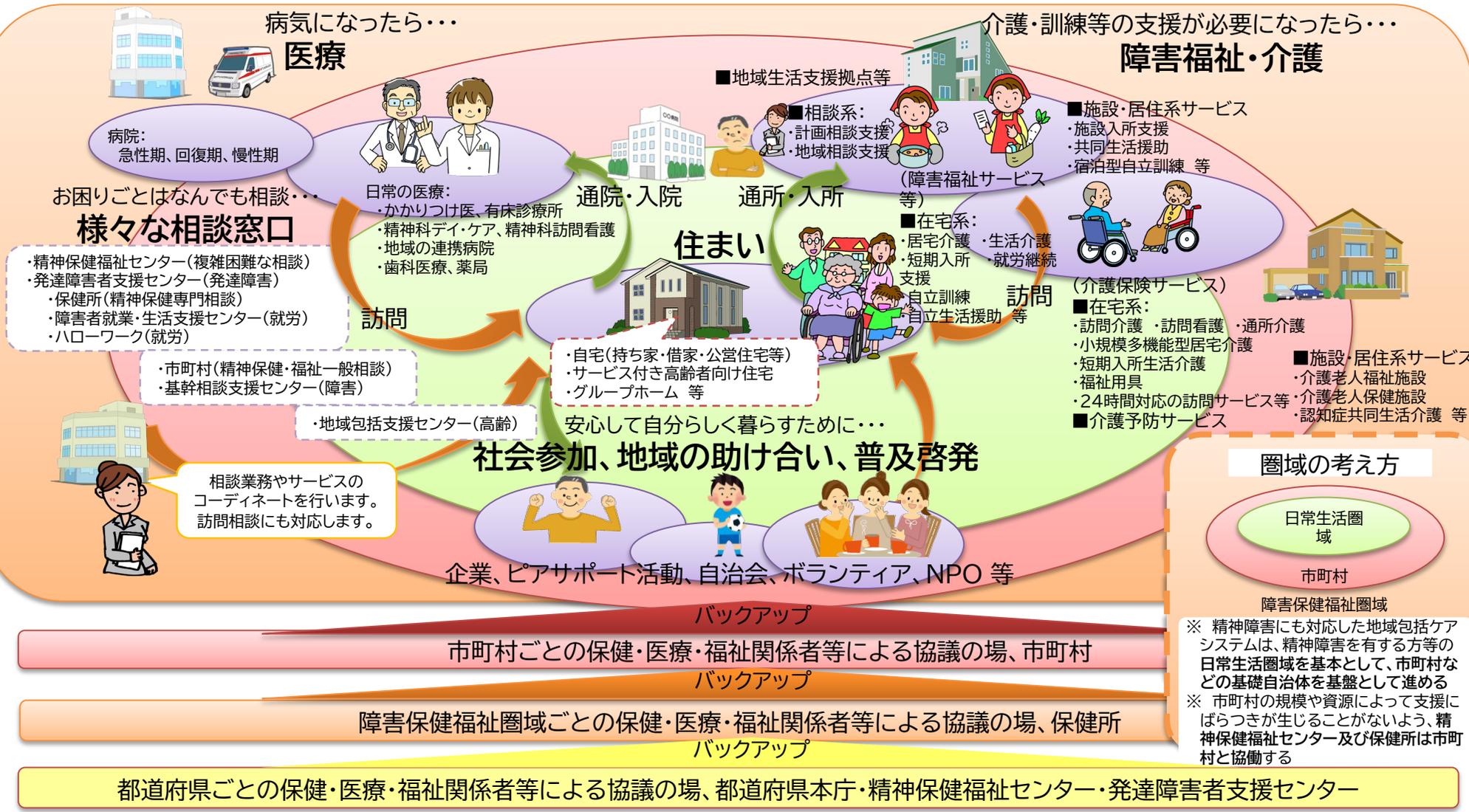
精神障害者や精神保健(メンタルヘルス)上に課題を抱えた者等が、**精神障害の有無や程度にかかわらず**、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が**包括的に**確保されたケアシステムのこと。



地域の基盤が**計画的に整備**されるとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、地域生活に関するあらゆる相談に対応できるように、市町村や障害保健福祉圏域ごとの**協議の場**を通じて、さまざまな関係者や機関による**重層的な支援体制**を構築していくこと。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)



Q.そもそも「にも包括」って制度ですか？

いいえ。制度ではなく、「政策理念」であり、「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」です。

2017年、厚生労働省主催の検討会報告書で初めて登場した。それまでの政策理念は「入院医療中心から地域生活中心へ」であり、これまでの施策をより強力に推進するために、と新たな理念をつくった。当初は「地域共生社会の実現のためには既存の地域包括ケアシステムとは別に、この領域において特化した理念が必要である」と考えられ、将来的には地域包括ケアシステムに統合させていくことを想定し、「精神障害にも対応した」と加えられた。

Q.「にも包括」の対象ってどのような人ですか？

精神科病院に長期入院している精神障害者…と、
地域生活を営む精神障害者…と、
精神保健(メンタルヘルス)上に課題等を抱える住民 です。

もともとは、長期入院患者の地域移行に関する取組みの延長として考えられていた。それが、「**地域共生社会の実現**」と目標が明確となり、精神障害を有する者だけでなく、地域住民を含めて「**地域生活**」を支える体制づくりを推進することに方針が定まった。

Q.「にも包括」の目標はなんですか？

一人ひとりの「本人の困りごと等」に寄り添い、
本人の意思が尊重されるように適切な支援を可能と
する体制を創ること

当面の目標は「精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが困りごとを抱えたときに相談しやすい体制を整える」こと。

そのために、

かかりつけ医から救急医療の体制づくりまでの「**地域精神医療**」

こころの健康づくりをすすめる「**精神保健**」

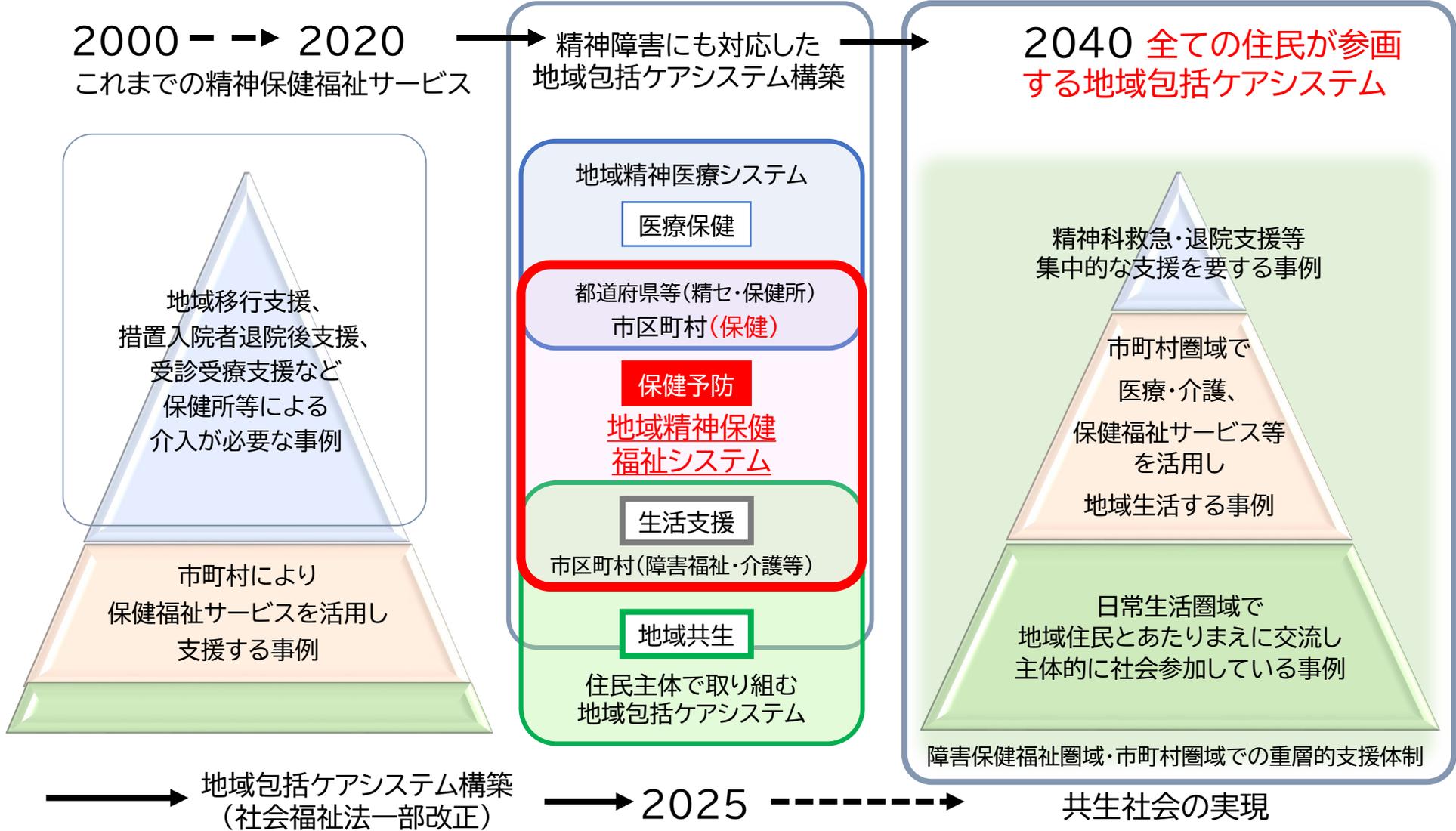
障害福祉サービス等を含めた「**生活支援**」の拡充と連動を図る。

Q.実施主体はどこですか？

日常生活圏域が支援体制の基本であるため、市町村を基盤として進めていきます。ただし、重層的な体制づくりを目指すため、多様な機関が実施主体となります。

住民の生活や地域づくりの視点をもって進めるという観点から、日常生活圏域である市町村を基盤とすることが示されました。ただし、主体は市町村だけではなく、保健所や精神保健福祉センター、(精神科)医療機関、地域援助事業者、ピアサポーターなどが協働して重層的な連携ができる支援体制を構築することとされています。

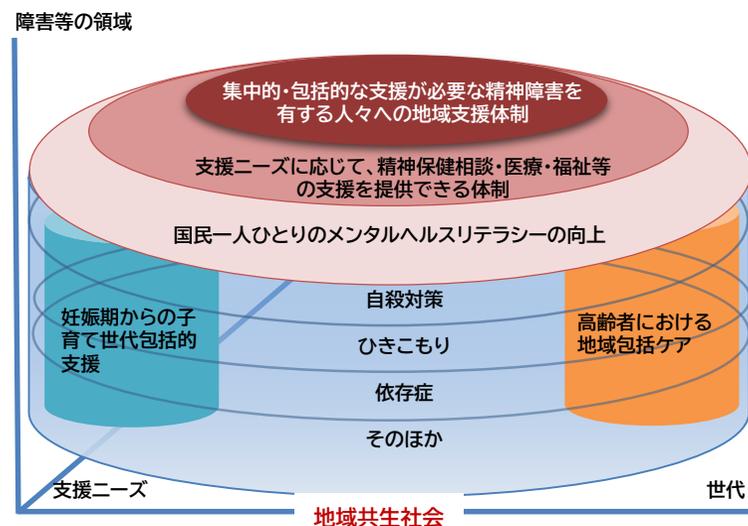
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築が共生社会の実現に貢献するイメージ



出典: 令和元年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金障害者政策総合研究事業
「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する研究」

地域共生社会の実現に向けた「にも包括」の取り組み

- ① 国民一人ひとりのメンタルヘルスリテラシーの向上
 - ➡ 普及啓発、学校教育、メンタルヘルスファーストエイドなど
- ② 支援ニーズに応じて、精神保健相談・医療・福祉等の支援を提供できる体制
 - ➡ 医療機関との連携、医療継続支援、障害福祉サービス、介護保険サービスの導入、家族支援、経済的支援、居住支援など生活支援
- ③ 集中的・包括的支援が必要な状態の精神障害を有する人々への地域支援体制
 - ➡ アウトリーチ支援、危機介入、精神科救急体制、多職種による包括的支援、退院後支援、長期入院者の退院支援



メンタルヘルスの課題は、あらゆる場面において、全世代・全支援ニーズに関係する。にも包括は、これらの諸課題を包括する視点を持ち、地域共生社会の実現に寄与する

令和4年精神保健福祉法一部改正

精神保健医療福祉上のニーズを有する人誰しもが、
地域で安心して暮らせる地域の実現を目指すための法改正

【精神障害等を有する者の地域生活支援体制の充実】

- メンタルヘルス課題を有する者への精神保健相談を明文化

【精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備】

- 市町村長同意の運用の見直し、医療保護入院の期間の法定化
- 人権擁護を図るため「入院者訪問支援事業」を創設
- 精神科病院における虐待防止の取り組みの整備

2)市町村及び都道府県における業務

- 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針
- 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領
- 精神保健福祉センター運営要領

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針

厚生労働省告示第65号(平成26年4月1日適用)

入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療の実現に向け、精神障害者に対する保健医療福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定める。

【基本的な考え方】

- ・ 精神障害者本位の医療の実現、同意ない入院の場合でも人権に最大限配慮する。
- ・ 発生予防と早期治療のための普及啓発、体制整備とともに、住民の理解促進を図る。
- ・ ピアサポートの促進や家族支援により、社会からの孤立防止の取り組みを推進する。

1. 精神病床の機能分化に関する事項

2. 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

3. 医療従事者と精神障害者の保健福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

4. その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

「関係行政機関等の役割」として、都道府県、市町村、保健所、精神保健福祉センター等の役割が明記された。

関係行政機関等の役割

【市町村】

- ・ 心の健康づくりや精神保健相談を保健所等と協力しながら努める
- ・ 障害福祉や介護サービスの必要な者への相談、提供体制の確保
- ・ 高齢者へのサービス利用に関する相談に対応する

【保健所】

- ・ 相談支援や訪問指導を通じた精神障害者等への知識の普及
- ・ 重度の精神疾患を有する精神障害者への医療の提供に係る支援
- ・ 措置入院者の支援への積極的関与と退院に向けた支援の調整 など

【精神保健福祉センター】

- ・ 自殺対策、災害時のこころのケア活動、アルコール・薬物の依存症の相談支援に加え、関係機関への技術支援や研修の実施

【都道府県】

- ・ 医療計画、障害福祉計画等を踏まえながら医療体制を確保する
- ・ 心の健康づくりや措置入院者の退院に向けた支援の調整 など

『保健所及び市町村精神保健福祉業務運営要領』

～市町村の業務～

市町村は、地域の実情に応じて業務を包括的に行う住民の身近な行政機関

1. 相談支援
体制整備／実施方法
2. 地域生活支援
3. 医療保護入院に係る市町村長
同意及び同意後の業務
4. 精神保健福祉に関する普及啓発
5. 当事者団体等の育成及び活用
6. 企画立案及び調整
7. 精神障害者保健福祉手帳事務
8. 自立支援医療(精神通院医療)事務

『保健所及び市町村精神保健福祉業務運営要領』

～保健所の業務～

保健所は、地域精神保健福祉業務の中心的な行政機関

1. 市町村に対する支援

2. 相談支援

相談内容／実施方法

3. 地域生活支援

退院後支援／社会資源等の情報提供・連携・整備促進など

4. 人材育成

5. 精神保健福祉に関する普及啓発

知識の普及啓発／講座・教室

6. 当事者団体等の育成・支援

7. 入院等関係

関係事務／移送手続／精神科病院に対する指導監督等

8. 企画立案及び調整

現状把握／各種計画の策定・実施・評価

保健所及び市町村業務運営要領の改正ポイント

市町村

【実施体制】

キャリアラダー等の元に能力を獲得していくための人材育成計画の策定

【業務】 ※項目順序が変更

- 相談支援
 - ・各部局等との横断的な連携がとれる体制の整備
 - ・適切な意思疎通を図るための合理的配慮
 - ・保健所等と連携したアウトリーチ支援
- 市町村長同意及び同意後の業務
 - ・入院者訪問支援事業の紹介
- 当事者団体等の育成及び活用
 - ・ピアサポーター等の活用促進

保健所

【実施体制】

組織的、戦略的、計画的な人材配置の重要性

【業務】 ※項目順序が変更

- 市町村支援
 - ・専門性・広域性を活かした積極的实施
- 相談支援
 - ・適切な意思疎通を図るための合理的配慮
 - ・アウトリーチ支援の促進
- 人材育成
 - ・精神保健福祉相談員講習会の活用促進
- 地域生活支援
 - ・入院患者の退院後支援
- 入院等関係
 - ・法改正に基づき医療保護入院関係等の事務内容が更新

『精神保健福祉センター運営要領』

～精神保健福祉センターの業務～

精神保健福祉センターは総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能

1. 企画立案
2. 技術支援
3. 人材育成
4. 普及啓発
5. 調査研究
6. 精神保健福祉に関する相談支援
7. 当事者団体等の育成及び支援
8. 精神医療審査会の審査事務
9. 手帳及び自立支援医療の支給認定
10. 医療観察法に係る業務
11. 災害等における精神保健上の課題に関する相談支援
12. 診療や障害者福祉サービス等に関する機能
13. その他

精神保健福祉センター運営要領の改正ポイント

精神保健福祉センター

【実施体制】

保健所及び市町村への支援強化が十分に実施できる体制整備

【業務】 ※項目順序が変更

- 企画立案 市町村等の計画策定への参画促進
- 技術支援 専門的立場から積極的な実施(具体的な方法を記載)
- 人材育成 精神保健福祉講習会の開催促進、既存研修の対象拡大
- 調査研究 調査研究、データベース等を活用した地域課題の把握と情報提供
- 相談支援 アウトリーチ支援の促進
- その他 「災害等の心の支援」の新設

3)各行政機関が業務で目指すこと

「市町村」が目指すこと

～誰も取りこぼさない相談支援体制の構築へ～

- 市町村職員の精神保健相談に必要な相談支援技術(受け止め・傾聴、気づき、アセスメント、調整、モニタリングなど)が向上する
- 庁内の各部署や関係機関との顔の見える連携がとれて住民への包括的な支援が行える
- 住民や住民を支えるさまざまな関係者、庁内職員等のメンタルヘルスリテラシーが高まる

「保健所」が目指すこと

～精神医療・保健福祉のネットワークの強化へ～

- 保健所職員の精神保健相談に必要な相談支援技術(アウトリーチ支援含む)が向上する
- 住民への相談に対応しつつ、市町村が対応する相談についても協働的にかかわることで、医療ニーズの高い者を含むメンタルヘルス課題のある住民への支援が充実する
- 協議の場の開催や、市町村主催の協議会への参画を通して、市町村の精神保健の支援体制が整備される
- (精神科)医療機関との協議を通して、医療と保健福祉の有機的な連携体制が推進する

「都道府県、精神保健福祉センター」が目指すこと ～精神障害者の権利擁護システムの構築へ～

- 精神保健福祉センター職員の精神保健相談に必要な相談支援技術(アウトリーチ支援含む)が向上する
- 精神保健福祉相談員講習会などの研修機会を提供して、市町村及び保健所等の職員の相談支援技術が向上する
- 調査研究、計画策定に関する情報提供などを通して、市町村や保健所による精神保健相談体制が推進される
- 精神科医療機関と協議しながら、救急医療体制や精神障害者の権利擁護に資する事業等が整備される

科目2 まとめ

- 「にも包括」が政策理念として掲げられるまでの経過と、我が国の精神保健医療福祉に関する課題を説明した。
- そのうえで、「にも包括」の構築を推進していくうえで自治体が今後取り組む方向性について、行政機関ごとに整理した。

参考文献・資料

- 厚生労働省『「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書』2021. https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_322988_00007.html
- 野口正行『「第8回 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」【資料1】自治体の精神保健』2021.
https://www.mhlw.go.jp/stf/seishinhoukatukentoukai_00015.html
- 厚生労働省『良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(平成26年3月7日厚生労働省告示第六十五号)』
- 厚生労働省『「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」について(令和5年11月27日障発1127第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)』.
- 厚生労働省『「精神保健福祉センター運営要領」について(令和5年11月27日障発1127第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)』

今後の学びのために

- 厚生労働省「福祉・介護 令和4年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正について」ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaisei_seisin/index_00003.html
- 厚生労働省『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル』ホームページ <https://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/>
- 厚生労働省『「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」報告書』 2023.
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001148957.pdf>
- 国立精神・医療研究センター精神保健研究所『知ることからはじめよう こころの情報サイト』ホームページ https://kokoro.ncnp.go.jp/nation_list.php

ご視聴ありがとうございました。

続いて

科目3 精神保健医療福祉に関する法律
の動画をご覧ください。

【動画作成】

厚生労働行政推進調査事業費補助金

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究」分担研究

「自治体における包括的ケアの推進に関する研究」

【作成協力】

全国精神保健福祉相談員会